

システム標準化・共通化に伴う
システム構築業務委託（戸籍系2業務）
仕様書

令和6年12月
那須烏山市

目次

1. 総則	3
1.1 本事業の目的.....	3
1.2 本市の概要	3
1.3仕様書	3
1.4調達品目.....	3
1.5業務期間.....	3
1.6積算範囲.....	3
1.7その他.....	4
1.8問い合わせ先.....	4
2. 責任範囲.....	5
2.1委託範囲.....	5
2.2対象拠点	5
3. 構築要件.....	6
3.1対象業務.....	6
3.2現行システム(標準準拠システム対象システム)	6
3.3現行システム(標準準拠システム対象外システム)	6
3.4システムの前提条件	6
3.5システム構築条件.....	7
3.6標準準拠システム全体構成	7
3.7データ連携機能.....	7
4. 成果物	8
4.1 調整について	8
4.2 成果物について.....	8
4.3 その他	8
4.3.1 構築場所.....	8
4.3.2 作業完了報告.....	9
5. 検査	10
5.1 検査種別及び範囲	10

1. 総則

1.1 本事業の目的

本業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）（以下、「標準化法」という）において、対象20業務を管理するシステムを省令で定める期日までに、国が策定する標準仕様書に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」という）に移行することが地方公共団体に義務付けられたことに伴い実施するもの。

本仕様書では、移行の期日とされている令和7年度末までの期間において、着実に対象業務のデータ移行とシステム構築を実施することを目的とする。

1.2 本市の概要

(1) 住民基本台帳人口（令和6年11月1日現在）

男：11,808人、女：11,779人、計：23,587人（うち外国人329人）

(2) 世帯数（令和6年11月1日現在）

10,296世帯

1.3 仕様書

本書は、現在利用中の各種システム（以下、「現行システム」という）から、標準化法に基づく標準準拠システムに移行するための業務委託仕様書である。本事業で使用する機器等は別途調達する。

詳細な要件は、「3. 構築要件」で定める。

1.4 調達品目

システム標準化・共通化に伴うシステム構築業務委託（戸籍系2業務）

1.5 業務期間

当該システム構築は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月23日（月）までとする。

1.6 積算範囲

本事業は、以下の条件により費用の総額を積算する。

- (1) 本市が指定する戸籍系2業務の標準準拠システムへのデータ移行費用（戸籍及び戸籍附票への振り仮名付与作業は含まない。）
- (2) 標準準拠システムと標準準拠システム以外の個別システムの接続設定費用
- (3) ガバメントクラウド接続に関する庁内ネットワーク機器の設定変更費用が発生する場合には、庁内ネットワーク保守事業者、既存システム事業者から見積りを徴取し、

積算範囲に含めること。

- (4) 本事業において発生する既存システム事業者や既存庁内ネットワーク保守事業者等との業務連携作業。

1.7その他

- (1) 本事業で使用する機器等は、本調達での契約が決定後、本調達とは別で調達をする。
- (2) 本仕様書は、令和6年3月末時点で国が公表している情報を基に、業務内容および範囲を策定している。今後、国からの情報開示により仕様等に変更が生じた場合は、別途協議の上で対応方法を決定すること。
- (3) その他、本業務において進捗に遅れが生じた場合や、本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合については、別途協議の上で対処方法を決定すること。

1.8問い合わせ先

本事業の仕様に関する問合せは、令和6年12月11日(水)午後5時までに電子メールを利用して行うこと。回答は、本市で取りまとめた上で令和6年12月13日(金)午後5時に入札参加申請のあった全ての事業者へBCCメールにて通知する。

本事業の問合せに係る質問者については非公開とする。

問合せ先は、以下のとおりとする。

【担当課】 那須烏山市 市民課 市民窓口グループ

【E-mail】 shimin@city.nasukarasuyama.lg.jp

【件名】 システム標準化・共通化に伴うシステム構築業務委託（戸籍系2業務）に係る
問い合わせについて

2. 責任範囲

2.1 委託範囲

本事業で委託する内容は以下のとおりとする。

- (1) 本仕様書に記載されている戸籍系 2 業務の標準準拠システムへのデータ移行
- (2) 既存保守事業者との業務連携作業

既存システムや既存機器等の設定変更作業が生じる場合は、庁内ネットワーク保守事業者及び既存システム事業者から見積りを徴取し、受託事業者が費用の支払いをすること。想定される作業については、「3. 構築要件」を参照すること。

2.2 対象拠点

本事業で構築するシステムを利用する拠点は以下のとおり。

拠点名	住所	対象課
烏山庁舎	那須烏山市中央 1-1-1	市民課
南那須庁舎	那須烏山市大金 240	市民課南那須分室

3. 構築要件

3.1 対象業務

標準化法主務省令に定める本市で指定する戸籍系 2 業務は以下のとおり。

No.	業 務
1	戸籍
2	戸籍の附票

3.2 現行システム(標準準拠システム対象システム)

本市で利用中の戸籍 2 業務中標準準拠システム移行対象の現行システムは以下のとおり。

No.	現行システム	既存システム事業者
1	MICJET 戸籍システム	(株) TKC

3.3 現行システム(標準準拠システム対象外システム)

本市で利用中の戸籍系 2 業務現行システムと、データ連携を行っているシステムは以下のとおり。

No.	現行システム	既存システム事業者
1	TASK クラウド住基システム	(株) TKC

3.4 システムの前提条件

本事業において構築するシステムは以下の要件とする。

- (1) 戸籍及び戸籍の附票は、標準準拠システムへのデータ移行後に振り仮名を付与する予定であるため、データ移行にあたっては、将来的に振り仮名が付与されることを前提として、作業を行うこと。
- (2) 本市の市内ネットワークマイナンバー利用事務系セグメントにおいて通信できること。なお、本市のマイナンバー利用事務系セグメントの設定情報等については受託事業者が決定後、本市より開示する。
- (3) ガバメントクラウドの接続回線については、LGCS となり本市が別途調達する。接続先は Amazon Web Services (AWS) の予定である。なお、回線帯域については主系、従系とも 50Mbps の予定である。
- (4) 国指定の中間サーバ VPN 装置については、本件の対象範囲外であるが、システム連携等に係る必要なネットワーク設定や助言を行うこと。
- (5) 現行システムとテスト稼働期間を最低 3 カ月設けること。
- (6) テスト稼働中において、本市職員が操作する実施テストの際は必要に応じ助言を行うこと。

- (7) 構築するシステムの操作方法等について、システム機能や画面の変更点などを確認できる各種ドキュメントを提供すること。

3.5システム構築条件

- (1) 現行システムにあるデータは、受託事業者がデータ移行仕様書を作成し、当該仕様書に基づき移行すること。なお、データの抽出方法は現行システム事業者と協議の上決定する。
- (2) データの移行期間は、本市と協議の上決定する。
- (3) 本市が実施した文字同定作業のデータを取り込むこと。
- (4) 既存システムが保有している外字を全て移行すること。

3.6標準準拠システム全体構成

標準準拠システムの全体構成は、別紙「システム構成図」のとおりを想定している。

3.7データ連携機能

- (1) 庁内データ連携の連携方式として、「ファイル連携」と「REST による公開用 API 連携」の 2 種類で連携させること。
- (2) 国が定める「共通機能標準仕様書」及び「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づいた機能を満たしていること。
- (3) 標準準拠システム対象外現行システムと連携を要する場合は、システム連携に関する仕様書を作成し、当該仕様書に基づき連携すること。ただし、戸籍及び戸籍の附票に付与する振り仮名のデータ連携については、本仕様に含まない。

4. 成果物

4.1 調整について

- (1) 本事業は、システム調達にあたり、既存環境や他業者との連携が必須となる。該当事業導入業者と連携を図り円滑に事業を推進すること。
- (2) 本事業の一部または全部を第三者に再委託（請負その他の委託形式は問わない）する場合は、本市の事前の承諾を得ることを条件として、再委託を行うことができるものとする。

4.2 成果物について

提出書類及び納品物は以下のとおりとする。なお、成果物は PDF 等の電子ファイルとし、納品は電子メールを基本とする。ただし、各システム運用マニュアル及び文字コード変換一覧については、システム内で確認が行えることでも差し支えない。

No.	納品物
1	標準準拠システム移行プロジェクトWBS
2	システム一覧
3	データ連携管理表
4	データ移行仕様書
5	データ移行検証リスト
6	本番データ移行完了報告書
7	ライブラリ（パラメータ）一覧
8	文字コード変換一覧
9	ガバメントクラウド構成図
10	データ連携検証チェックリスト
11	運用テストチェックリスト
12	システム差異説明資料
13	システム運用マニュアル
14	データ連携仕様書

4.3 その他

4.3.1 構築場所

構築作業について、全作業を本市庁舎内で行うことは認めない。ただし、庁内機器設定やテスト運用等作業が必要な場合は市と協議の上実施すること。

事前構築時の費用については、導入業者が負担すること。また、同様に作業時や納品物として媒体が必要になる場合も導入業者が負担すること。

4.3.2 作業完了報告

作業完了に伴う作業完了報告書を提出すること。

5. 検査

5.1 検査種別及び範囲

受託事業者は、本市が実施する現地立会検査に先立ち、あらかじめ事前検査を行い、成果物を検査日までに提出すること。検査の細目及び日程については別途協議の上、決定する。また、以下の点を考慮すること。

(1) 合否の判定

検査成績が本仕様書の規定に適合したとき合格とする。

(2) 検査費用

検査前の調整等に要する費用は導入業者の負担とする。

(3) 検査場所

検査は本市の庁舎内において行う。

以上